

「知的財産に関する特別世論調査」の概要

平成 24 年 11 月 15 日

内閣府政府広報室

調査概要 調査対象 全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
有効回収数(率) 1,866 人 (62.2%)
調査期間 平成 24 年 10 月 4 日～10 月 14 日
調査方法 調査員による個別面接聴取

調査目的 知的財産に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。

調査項目

- 1 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか
- 2 「ニセモノ」購入についての認識
- 3 国の啓発活動の認知度
- 4 インターネットの利用状況
- 5 インターネット上で個人によりコンテンツが公開・共有されているのを見聞きしたことがあるか
- 6 他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか
- 7 有償で提供されているコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら、それをダウンロードする行為が、刑事罰の対象となることを知っていたか

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室

世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

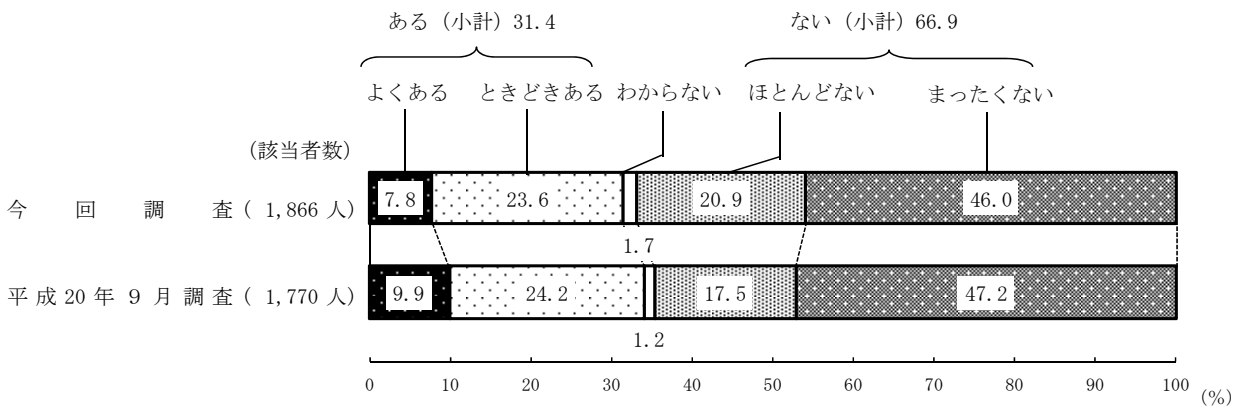
電話 03(3581)0070

FAX 03(3580)1186

1 「ニセモノ」に対する意識

(1) 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか

	平成 20 年 9 月	→	平成 24 年 10 月	
・ある (小計)	34.2%		31.4%	
・よくある	9.9%		7.8%	(減)
・ときどきある	24.2%		23.6%	
・ない (小計)	64.6%		66.9%	
・ほとんどない	17.5%		20.9%	(増)
・まったくない	47.2%		46.0%	



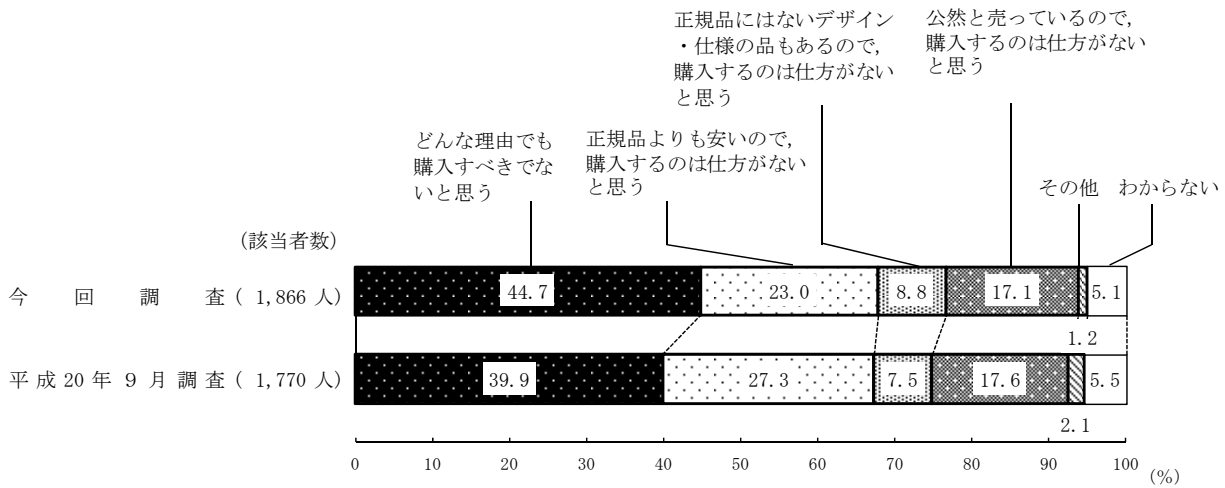
[参考] 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか (時系列)

	該 当 者 数	あ あ る			な い			わ か ら な い
		(小計)	よ く あ る	と き ど き あ る	(小計)	ほ ん ど な い	ま っ た く な い	
	人	%	%	%	%	%	%	
今回調査	1,866	31.4	7.8	23.6	66.9	20.9	46.0	1.7
平成20年9月調査	1,770	34.2	9.9	24.2	64.6	17.5	47.2	1.2
平成18年7月調査	1,801	39.1	10.3	28.8	58.9	23.8	35.1	2.0
平成16年7月調査	2,097	32.9	7.9	25.0	61.7	23.7	38.0	5.4

(注)平成18年7月調査までは、「あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入(したり)しているのを見聞きしたことがありますか。」と聞いている。

(2) 「ニセモノ」購入についての認識

	平成 20 年 9 月	→	平成 24 年 10 月	
・どんな理由でも購入すべきでないと思う	39.9%		44.7%	(増)
・正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う	27.3%		23.0%	(減)
・正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う	7.5%		8.8%	
・公然と売っているのに、購入するのは仕方がないと思う	17.6%		17.1%	



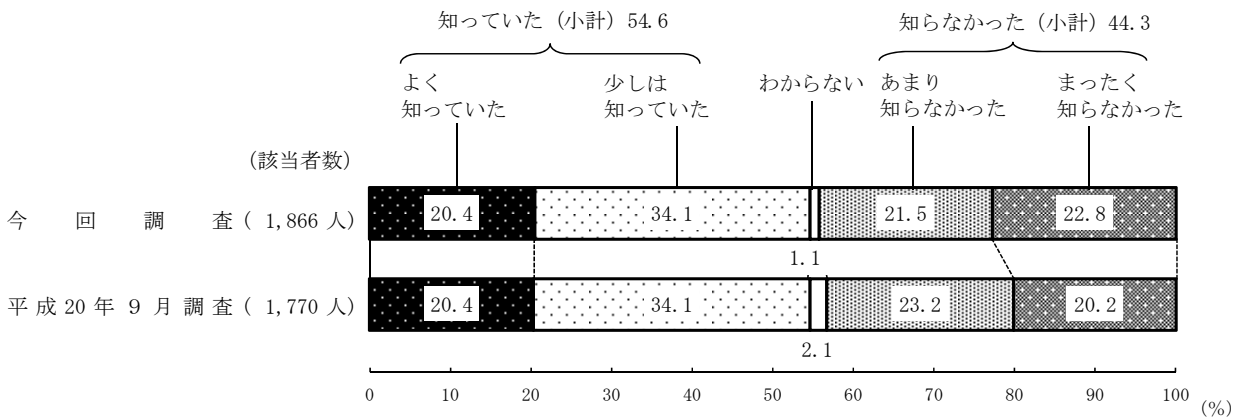
[参考] 「ニセモノ」購入についての認識 (時系列)

	該当者数	どんな理由でも購入すべきでないと思う	正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う	正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う	公然と売っているのに、購入するのは仕方がないと思う (注)	その他	わからない
	人	%	%	%	%	%	%
今回調査	1,866	44.7	23.0	8.8	17.1	1.2	5.1
平成20年9月調査	1,770	39.9	27.3	7.5	17.6	2.1	5.5
平成18年7月調査	1,801	47.4	29.8	9.8	5.6	1.6	5.9
平成16年7月調査	2,097	39.6	29.9	10.3	6.7	1.6	12.0

(注) 平成18年7月調査までは、「公然と売っているのに、購入してもよいと思う。」となっている。

(3) 国の啓発活動の認知度

	平成20年9月	→	平成24年10月
・知っていた (小計)	54.5%		54.6%
・よく知っていた	20.4%		20.4%
・少しは知っていた	34.1%		34.1%
・知らなかった (小計)	43.4%		44.3%
・あまり知らなかった	23.2%		21.5%
・まったく知らなかった	20.2%		22.8%



(注)平成20年9月調査では、「国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、テレビCM、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取り組みをご存じでしたか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

〔参考〕 国の啓発活動の認知度 (時系列)

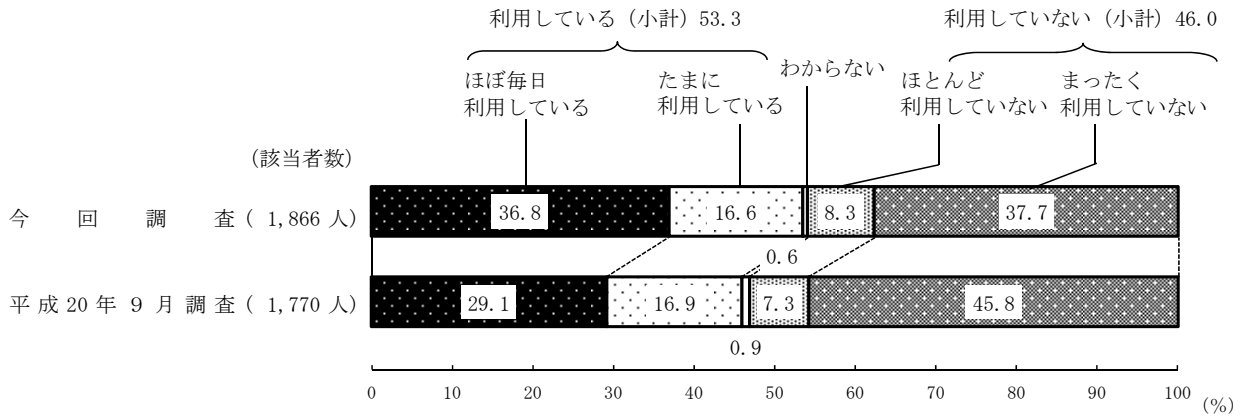
	該当者数	知っていた (小計) (%)	知っていた (%)		知らなかった (小計) (%)	知らなかった (%)		わからない (%)
			よく知っていた (%)	少しは知っていた (%)		あまり知らなかった (%)	まったく知らなかった (%)	
今回調査	1,866	54.6	20.4	34.1	44.3	21.5	22.8	1.1
平成20年9月調査	1,770	54.5	20.4	34.1	43.4	23.2	20.2	2.1
平成18年7月調査	1,801	52.6	24.3	28.3	46.1	23.7	22.5	1.3

(注)平成20年9月調査までは、「国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、テレビCM、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取り組みをご存じでしたか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

2 インターネット上のコンテンツ侵害に対する意識

(1) インターネットの利用状況

	平成 20 年 9 月		平成 24 年 10 月	
・利用している (小計)	46.0%	→	53.3%	(増)
・ほぼ毎日利用している	29.1%	→	36.8%	(増)
・たまに利用している	16.9%	→	16.6%	
・利用していない (小計)	53.1%	→	46.0%	(減)
・ほとんど利用していない	7.3%	→	8.3%	
・まったく利用していない	45.8%	→	37.7%	(減)



(注)平成20年9月調査では、「あなたは、パソコンや携帯電話などで、日常、仕事・私的利用を問わずホームページ(Web(ウェブ))の閲覧や電子メール送受信など、インターネットを利用しますか。」と聞いている。

[参考] インターネットの利用頻度

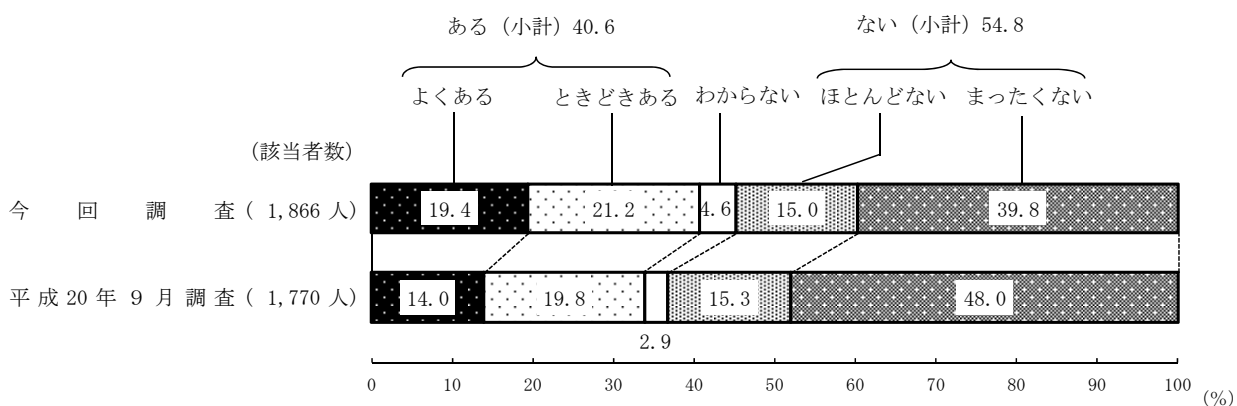
	該 当 者 数	ほ ぼ 毎 日 利 用 し て い る	た ま に 利 用 し て い る	ま っ た く 利 用 し て い な い
平成 16 年 7 月 調査	2,097 人	16.6 %	19.7 %	63.7 %

(注)「まず、あなたは、日常、仕事・私的利用を問わずどのくらいの頻度でホームページ(Webウェブ)の閲覧や電子メール送受信など、インターネットを利用しますか。」と聞いている。

(2) インターネット上で個人によりコンテンツが公開・共有されているのを見聞きしたことがあるか

平成 20 年 9 月 平成 24 年 10 月

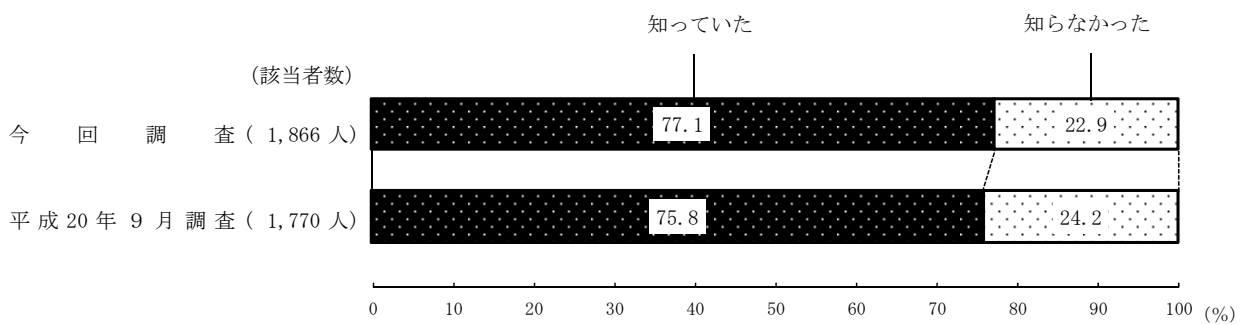
・ある (小計)	33.8%	→	40.6%	(増)
・よくある	14.0%	→	19.4%	(増)
・ときどきある	19.8%	→	21.2%	
・ない (小計)	63.3%	→	54.8%	(減)
・ほとんどない	15.3%	→	15.0%	
・まったくない	48.0%	→	39.8%	(減)



(注)平成20年9月調査では、「ここ数年の間に、インターネット上で個人により映画やアニメ、テレビ番組、音楽、ゲーム等が公開・共有されているのを見聞きしたことがありますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(3) 他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか

	平成 20 年 9 月		平成 24 年 10 月
・知っていた	75.8%	→	77.1%
・知らなかった	24.2%	→	22.9%



(注)平成20年9月調査では、「あなたは、他人が権利を有する著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有した場合、原則として違法となることをご存じでしたか。」と聞いている。

[参考] インターネット上に著作物を無断で置くことが違法だと知っていたか

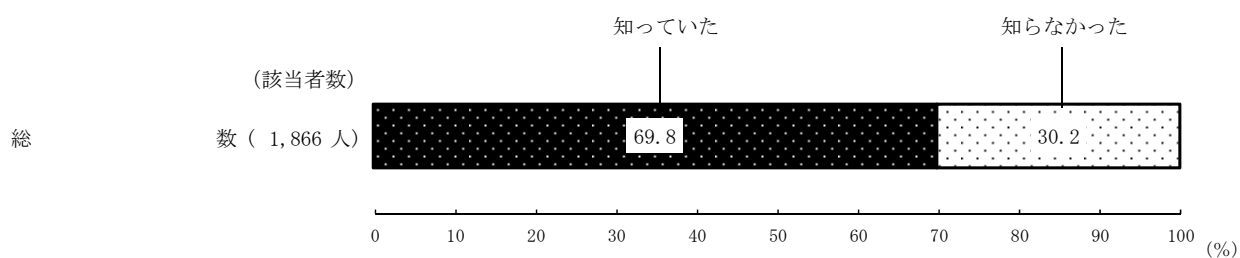
	該 当 者 数	知 っ て い た	知 ら な か っ た	わ か ら な い
平成 16 年 7 月 調査	2,097 人	67.0 %	24.9 %	8.1 %

(注)「あなたは、映画やコンピュータソフトなどの著作物を、著作権者の同意がないままインターネットで誰でも手に入れられる状態に置くことが違法であることを知っていましたか。」と聞いている。

(4) 有償で提供されているコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら、それをダウンロードする行為が、刑事罰の対象となることを知っていたか

平成 24 年 10 月

・知っていた	69.8%
・知らなかった	30.2%



知的財産に関する特別世論調査

平成24年11月

調査時期：平成24年10月4日から平成24年10月14日
調査対象：全国20歳以上の者3,000人
有効回収数(率)：1,866人(62.2%)

話は変わりますが、次に時事問題として「知的財産」についてお伺いします。

1 「ニセモノ」に対する意識

【資料1】を調査対象者に提示し、読んでもらった上で質問する。

【資料1】

発明やデザイン、音楽や映画など、人間の知的活動により生み出されるものを「知的財産」といいます。これらは発明者や原作者の正当な権利として保護されています。

しかし、街頭やインターネット上で、バッグや時計などの偽ブランド品や、音楽CD、映画のDVDなどの海賊版(いわゆる「ニセモノ」)が売られていることが問題になっています。これら「ニセモノ」を製造・販売することは知的財産の権利の侵害であり、罰則の対象となります。また、現行法上、「ニセモノ」を購入することに対して罰則はありませんが、安全性の問題や、正規品が売れなくなることによる産業自体の衰退、また消費者の利益が損なわれるなどの問題が指摘されています。

Q1【回答票1】ここ数年の間に、あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入したりしているのを見聞きしたことがありますか。この中から1つだけお答えください。

- (7.8) (ア) よくある
- (23.6) (イ) ときどきある
- (20.9) (ウ) ほとんどない
- (46.0) (エ) まったくない
- (1.7) (オ) わからない

Q2【回答票2】あなたは、「ニセモノ」であることをわかった上で「ニセモノ」を購入することについて、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (44.7) (ア) どんな理由でも購入すべきでないと思う
- (23.0) (イ) 正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う
- (8.8) (ウ) 正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う
- (17.1) (エ) 公然と売っているのだから、購入するのは仕方がないと思う
- (1.2) (オ) その他 ()
- (5.1) (カ) わからない

Q3【回答票3】国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、新聞広告、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取り組みをご存じでしたか。この中から1つだけお答えください。

- (20.4) (ア) よく知っていた
- (34.1) (イ) 少しは知っていた
- (21.5) (ウ) あまり知らなかった
- (22.8) (エ) まったく知らなかった
- (1.1) (オ) わからない

2 インターネット上のコンテンツ侵害に対する意識

【資料2】を調査対象者に提示し、読んでもらった上で質問する。

【資料2】

近年、インターネット上で個人により音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツが公開・共有（※）される例が増大しています。

音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツは著作権で保護される著作物であり、他人が権利を有する著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有したり、許諾なく公開・共有されているものであることを知りながら音楽、映画、テレビ番組などの著作物をダウンロードすると、原則として違法となります。これらの行為は正規品の販売を阻害し、産業を衰退させる原因となるほか、創作者への利益の還元がされないために新たな創作活動の基盤を損なうとの指摘もされています。

※「自らのホームページでの公開、関係するホームページに投稿することによる公開、専用ソフトを使用した共有など」

Q4【回答票4】あなたは、日常、仕事・私的利用を問わずホームページ（Web（ウェブ））の閲覧や電子メール送受信など、パソコンや携帯電話などによるインターネットの利用状況はどの程度ですか。

- (36.8) (ア) ほぼ毎日利用している
- (16.6) (イ) たまに利用している
- (8.3) (ウ) ほとんど利用していない
- (37.7) (エ) まったく利用していない
- (0.6) わからない

Q5【回答票5】ここ数年の間に、インターネット上で個人により音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツが公開・共有されているのを見聞きしたことがありますか。この中から1つだけお答えください。

- (19.4) (ア) よくある
- (21.2) (イ) ときどきある
- (15.0) (ウ) ほとんどない
- (39.8) (エ) まったくない
- (4.6) わからない

Q6 あなたは、他人が権利を有する音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有した場合、原則として違法となることをご存じでしたか。

- | | |
|--------|--------|
| (77.1) | (22.9) |
| 知っていた | 知らなかった |

Q7 あなたは、有償で提供されている音楽、映画などのコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら、それをダウンロードする行為が、刑事罰の対象となることをご存じでしたか。

- | | |
|--------|--------|
| (69.8) | (30.2) |
| 知っていた | 知らなかった |